

財形非課税年金貯蓄及び財形非課税住宅貯蓄制度における  
育児休業等取得者の継続適用特例制度について

勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄の利子所得等の非課税制度に係る関係政省令の改正が行われ、平成27年4月1日以降育児休業を取得する勤労者は、所定の申告書を提出することにより、2年を超える払込みの中斷が生じた場合であっても、引き続き非課税措置の適用を受けることができる特例措置が開始されます。

制度の適用を希望する場合は、自身の財形契約金融機関等で、「育児休業等の財産形成非課税貯蓄継続適用申告書」を入手のうえ、必要事項を記入し、育児休業承認請求書の写しを添付して、育児休業開始の20日前（平成27年4月1日から同月16日までの間に育児休業開始となる職員は同年3月27日）までに福利課へ提出してください。当該育児休業に係る辞令交付後には、辞令の写しも提出してください。

（育児休業による中断期間が2年未満の方は、この申告書の提出は不要です。）

また、当初申告した育児休業期間が短縮又は延長となる場合は、「育児休業等期間変更申告書」及び期間変更後の辞令の写しを福利課に提出してください。

担当 福利G  
電話 082-513-2260

# 育児休業等を取得される方々へ 育児休業等(子が3歳に達するまで)の期間中は 財形貯蓄もお休みできるようになります

平成27年4月1日から、財形非課税年金貯蓄(財形年金貯蓄)  
及び財形非課税住宅貯蓄(財形住宅貯蓄)制度における  
「育児休業等取得者の継続適用特例」制度がスタートします

財形年金貯蓄及び財形住宅貯蓄（以下「財形非課税貯蓄」といいます。）は、定期的な払込を2年間中断すると、利子等に対する非課税措置を受けられなくなってしまい、長期間の育児休業等を取得した方が財形非課税貯蓄を継続できないケースがありました。

今回の制度改正により、3歳に達するまでの子について育児休業等を取得する方については、所定の手続を行うことで、引き続き利子等に対する非課税措置を受けながら、財形非課税貯蓄を継続できるようになりました。

## 勤務先を通じた事前の手続が必要です！

育児休業等を取得する方が育児休業等期間中の払込を中断するためには、育児休業等の開始日までに勤務先を通じて、契約している金融機関に所定の申告書等を提出する必要があります。

## 職場復帰直後の払込再開が必要です！

職場復帰後、最初に払込を行うべき日（毎月払込の方であれば、原則、職場復帰後最初の給与支払日）に払込を再開していただくことが必要です（再開されない場合、非課税措置の適用は受けられなくなります。）。

（裏面のQ&Aもご覧ください。）



# 育児休業等取得者の継続適用特例 Q & A

## Q1. いつまでに手續が必要ですか？

A1. 育児休業等(産休を含む。)に入る前に手續が必要です。育児休業等の開始日以前に、勤務先を通じて金融機関へ「育児休業等をする者の財産形成非課税住宅(年金)貯蓄継続適用申告書」(以下「育休申告書」といいます。)を提出してください。育児休業等開始日後の提出はできませんので、ご注意ください。

## Q2. 育児休業等の期間中も払込を続けることはできないですか？

A2. 育児休業等の期間中も給与が支給され、そこからの天引によって定期的な払込を継続できるのであれば、育休申告書を提出する必要はありません。

なお、一度育休申告書の手續をされた方が、育児休業等の開始日から、職場復帰後最初の払込を行うべき日(例えば、毎月払いの契約をしている方であれば、原則、職場復帰後最初の給与支給日。以下「再開日」といいます。)の前日までの間に払込を行った場合は、非課税措置が適用されなくなります(払込があった後の支払利子から課税扱いとなります。)。

## Q3. 職場復帰後は直ちに払込再開が必要なのですか？

A3. 必要です。職場復帰後、最初の払込を行うべき日(再開日)に払込を再開しないと、非課税措置が適用されなくなります(育児休業等終了日後の支払利子から遡って課税扱いとなります。)。

## Q4. 育児休業等の終了日を変更したときはどうすればいいですか？

A4. 手續が必要です。当初の育児休業等の終了日又は変更後の終了日のいずれか早い日までに、勤務先を通じて、「育児休業等期間変更申告書」を提出してください。

## Q5. 子供が1歳になった時点で職場復帰予定であっても、必ず手續が必要ですか？

A5. 必須ではありません。お尋ねのように、育児休業等の取得によって財形非課税貯蓄の払込を中断する期間(最後の払込日から次の払込日までの期間)が2年以内であることが確実な方は、育休申告書を提出する必要はありません。